



## 米国税務 QI/FATCA 関連情報

### スポンサー付事業体の登録期限の延期等を含む IRS 通知 2015-66 を公表

アメリカ

2015 年 9 月 30 日

2015 年 9 月 18 日、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」) に関するいくつかの緩和措置を含む IRS 通知 2015-66 を公表した。緩和措置の概要は以下のとおりであり、日本の金融機関にとっても非常に重要な内容が含まれている。

- (1) 米国源泉の利子または配当を生み出す資産の償還と売却、および外国パススルーペイメントに対する源泉徴収に関する経過措置を 2 年間延長
- (2) 制限支店および制限 FFI に関する経過措置を 1 年間延長
- (3) スポンサー付事業体の IRS 登録期限を 1 年間延長
- (4) 担保資産に基づいて発生する支払に対する源泉徴収義務の緩和措置
- (5) モデル 1 協定締結国との政府間情報交換に関する緩和措置

IRS 通知 2015-66 は下記のハイパーリンクから入手可能である。

[IRS 通知 2015-66](#) (IRS ウェブサイト(英語、PDF))

#### 1. 源泉徴収に関する追加経過措置

外国金融機関 (Foreign Financial Institution: 以下「FFI」) は非協力的口座所有者および不参加 FFI へ源泉徴収の対象となる支払 (Withholdable Payment) を行う場合、原則として 30% の源泉徴収義務を負う。ただし、日本の金融機関については、日米共同声明に基づき、非協力的口座所有者への源泉徴収は免除される。また、現行の経過措置によ

り、以下の支払は 2016 年 12 月 31 日までは源泉徴収の対象となる支払には含まれない。

- (1) 米国源泉の利子または配当を生み出す資産の償還と売却
- (2) 外国パススルーペイメント

IRS 通知 2015-66 では当該経過措置を 2 年間延長すると公表した。したがって、日本の金融機関は 2018 年 12 月 31 日までは上記の支払を不参加 FFI に行う場合でも源泉徴収義務は免除されることとなった。

#### 2. 制限 FFI および制限支店に関する追加経過措置

ある FFI の拡大関連者グループに属する FFI がその管轄区域の法によって FATCA 遵守が禁止される場合、当該 FFI が制限 FFI となることで、もう一方の FFI は不参加 FFI とみなされず FATCA 遵守が可能となる。また、ある FFI が FATCA 遵守が禁止される管轄区域に支店を有する場合、当該支店を制限支店とすることで、当該 FFI は FATCA 遵守が可能となる。

現行の制度では制限 FFI および制限支店は 2015 年 12 月 31 日までに FATCA 遵守することが求められていたが、IRS 通知 2015-66 では対応期限が 1 年間延長され、2016 年 12 月 31 日までとなった。2015 年 12 月 31 日以降はすべての制限 FFI および制限支店のオンライン FATCA アカウントのステータスが「registration incomplete」となるため、当該制限 FFI および制限支店のステータスを維持する場合には、FATCA 登録システム上で再登録が必要となる。

### 3. スポンサー付事業体の IRS 登録期限に関する追加経過措置

現行の制度ではスポンサー付事業体の IRS 登録は 2015 年 12 月 31 日までに完了することが求められていたが、IRS 通知 2015-66 において、IRS 登録期限が 1 年間延長され、2016 年 12 月 31 日となった。スポンサー付事業体の IRS 登録機能は向こう数カ月で実装され、それに伴って FATCA 登録システムユーザーガイドも更新される予定である。

IRS 登録期限の延長に伴い、スポンサー付事業体の本人確認を行う FFI は、2016 年 12 月 31 日まではスポンサー事業体のグローバル仲介人番号 (Global Intermediary Identification Number: 以下「GIIN」) に依拠することが可能となった。2017 年 1 月 1 日以降、米国源泉所得の支払者は以下のいずれかの方法でスポンサー付事業体の GIIN を取得する必要がある。また、取得した GIIN を 90 日以内に IRS が公表する FFI リストで照合する。

- (1) スポンサー付事業体の GIIN を使用した源泉徴収証明書 (様式 W-8) を徴収する
- (2) 口頭または書面 (電子メールを含む) でスポンサー付事業体の GIIN を取得する。ただし、既にスポンサー事業体の GIIN を含む源泉徴収証明書を徴収している場合に限り、さらに取得記録の保管が求められる

### 4. 担保資産に関する緩和措置

現行の制度では源泉徴収の対象となる支払には一定の条件を満たす債務 (適用除外債務) に基づく支払、および適用外債務のために差し出された担保資産に関する支払は含まれない。担保資産が適用除外債務および適用除外ではない債務の両方のために差し出されたものである場合、適用除外債務のために差し出された担保資産部分を両債務の価値で案分することで判定しなければならない (案分ルール)。

現行の経過措置においては 2016 年 12 月 31 日までは債務が適用除外債務かどうかに限らず、すべての担保資産に関する支払は源泉徴収の対象となる支払からは除外されていた。

IRS 通知 2015-66 では FFI の担保資産管理の事務負担軽減のための緩和措置を発表した。FFI は上記の案分ルールを使用する代わりに、担保資産をすべて適用除外債務ではない債務に関する担保として取扱い、すべての担保資産に関する支払を源泉徴収の対象となる支払として取り扱うことが可能となる。また、従来の案分ルールを適用することも可能である。

また、現行の制度では、適用除外債務を担保として

差し出した場合、当該担保に関する担保権者から債務者への支払も適用除外債務に該当する。一方、当該担保権者が当該担保を第三者に再担保として差し出した場合、当該担保権者から当該債務者への支払はみなし支払として取り扱われ、適用除外債務ではなくなる。

IRS 通知 2015-66 では、上記のみなし支払に関しても適用除外債務として取り扱われることとなる。この緩和措置によって、FFI は担保が再担保されたかどうか管理する必要がなくなり、担保管理の事務負担が軽減されることとなった。

### 5. モデル 1 協定締結国との政府間情報交換に関する緩和措置

現在、112 の国・地域が協定締結国またはみなし協定締結国 (現時点では米国政府と FATCA に関する政府間協定の締結には至っていないものの、協定の内容に既に大筋合意しており、政府間協定締結国とみなされる国・地域) として取り扱われている。しかし、多くのモデル 1 協定締結国またはモデル 1 みなし協定締結国においては国内の法律が施行されていない状況である。したがって、モデル 1 政府間協定で規定される 2014 年度を対象年度とする政府間情報交換を交換期限である 2015 年 9 月 30 日までにを行うことは難しいのが現状である。

IRS 通知 2015-66 では、その場合でも、当該協定締結国またはみなし協定締結国が、政府間協定を発行する堅い決意を示している場合には、当該国・地域に属する金融機関は引き続き政府間協定に基づく FFI として取り扱われ、また、2014 年度を対象年度とする政府間情報交換は 2016 年 9 月 30 日までに、2015 年度分と合わせて行うことが認められることとなった。

また、既に政府間協定が発効された国・地域において、2014 年度を対象年度とする政府間情報交換の期限内対応が実務的に間に合わない場合、以下の要件を満たすことを条件に政府間情報交換の期限延長が認められる。

- (1) 2015 年 9 月 30 日までに政府間情報交換の実施が間に合わないことを米国当局に通知する
- (2) 早急に政府間情報交換を実施するために誠実な努力を行っていることを保証する

ただし、上記の政府間情報交換の期限に関する経過措置はあくまでも政府間に関するものであり、当該国・地域に属する FFI の現地当局への情報報告期限は国内の法律で別途規定されることに留意されたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

### 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko.enomoto@tohatsu.co.jp">junko.enomoto@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-co">www.deloitte.com/jp/tax-co</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。